

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する審査基準

法第9条第1項の規定による千葉県知事（地域振興事務所長への委任含む）の許可に関する審査基準は、13次計画第4の2及び3に定めるとおりである。

この基準は、行政手続法第5条第1項に規定される審査基準として取り扱うこととし、これらについては同条第3項の規定により、地域振興事務所等での備え付けその他の適当な方法により公にすることとする。

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定（共通事項）

許可基準の設定に当たっての共通事項は、次のとおりとする。

（1）許可しない場合の基本的考え方

- ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
- ウ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがある場合。
- エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある場合や、社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりこれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合。

（2）許可に当たっての条件の考え方

捕獲期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等について付す。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

(ア) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

原則として次の基準による。ただし、輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

a イノシシ、ニホンジカ以外の鳥獣の捕獲を目的とする場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

b イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする場合は、原則として、輪の直径が12センチメートル以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

(イ) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12センチメートル以内であり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められるものであること。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

千葉県レッドデータブックに掲載の種（ニホンザルを除く）に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

また、オオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。

なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間は、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類^{きん}の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可

に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾の使用、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

2 目的別の捕獲許可の基準

目的別の捕獲許可の基準は、次のとおりとする。

なお、許可対象者の基準は、対象が法人(法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。)である場合において、その法人の従事者にあつては、以下の基準に適合する必要がある。

2-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 研究の目的及び内容

次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められるものであること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下で行われるものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

イ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

ウ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)。ただし、外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類及び数(羽、頭又は個)とする。

エ 期間

1 年以内

オ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域

カ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。ただし、箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

(イ) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

キ 捕獲等又は採取等後の措置

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。ただし、行動域調査等、放鳥獣を行わなくてはならない調査の場合を除き、調査後の外来鳥獣等の放鳥獣は原則禁止とする。また、生態系や農林水産業等に著しい被害を生じさせている鳥獣については、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

(イ) 個体識別等の目的で、タグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として必要期間経過後短期間の内に脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査の目的（環境省足環を装着する場合）

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

イ 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種についてはこの限りでない。

ウ 期間

1年以内

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く

オ 方法

網、わな又は手捕り

カ 捕獲等又は採取等後の措置

足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

2-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）

ウ 期間

1年以内

エ 区域

申請者の職務上必要な区域

オ 方法

禁止猟法は認めない。ただし、箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

ア 許可対象者

国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先機関の職員を含む。）、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。

イ 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）

ウ 期間

1年以内

エ 区域

必要と認められる区域

オ 方法

禁止猟法は認めない。ただし、箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

2-3 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的

ア 許可対象者

(ア) 銃器を使用する場合は、原則として a から c のいずれにも該当する者

- a 第1種銃猟免許を所持（空気銃又は麻醉銃を使用する場合においては、第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持）する者。ただし、麻醉銃を使用する場合であって、共同申請者の中に該当者が含まれ、非該当者を監督・指導する場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。
- b 狩猟災害共済等に加入しているか、それに準ずる資力信用を有する者
- c 直近3年間連続で狩猟者登録（銃猟）をしている者又は過去1年以内に銃器を用いた許可捕獲に従事している者。ただし、共同申請者の中に該当者が含まれ、非該当者を監督・指導する場合は、非該当者も許可対象とできる。

(イ) 銃器の使用以外の方法による場合は、原則として a 及び b に該当する者

- a 網猟免許又はわな猟免許を所持する者。ただし、次の(a)または(b)のいずれかに該当するとき等は、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。
 - (a) 法人に対する許可であって、以下の条件を全て満たす場合。
 - ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
 - ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
 - ③ 当該免許を受けていない者（以下「補助者」という。）が当該免許を受けている者（以下「監督者」という。）の監督下で作業（「監督者が行うわなの設置・架設の補助」、「誤作動による仕掛けの再セット」等）を行うこと
 - ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること
 - (b) 昭和38年12月4日付38林野造第2047号林野庁長官通知に基づき、森林管理署長より任命された国有林野関係職員が、国有林野及び官公造営地に限って、網またはわなによりイノシシ、ニホンジカの捕獲等を行う場合
- b 狩猟災害共済等に加入しているか、それに準ずる資力信用（3,000万円以上）を有する者。ただし、塀柵等で囲まれた敷地内において、箱わな

で獣類を捕獲する場合は、非該当者も許可対象とできる。

イ 鳥獣の種類・数

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成を図るために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）

ウ 期間

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成を図るために必要かつ適切な期間。

なお、捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

また、狩猟期間中及びその前後については、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性が認められるものであること。

エ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成を図るために必要かつ適切な区域

オ 方法

(ア) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の大型の獣類についてはその使用を認めない。ただし、止めさしに使用する場合及び下記の a から f を全て満たす状況において使用する場合は、この限りでない。

a 市町村が、千葉県第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)の群れ管理の考え方に沿って計画し、実施するニホンザルの捕獲事業であること

b 計画期間が3か月以内であり、かつ、申請時より過去6か月以内に同一地域でニホンザルの空気銃による捕獲を実施していないこと

c 計画頭数は30頭以内であること

d 使用する空気銃はプレチャージ式で口径は5.5ミリメートル以上であること

e 空気銃を用いる必要性が認められるものであること

f 従事者は、実際に捕獲に使用する銃で標的から50メートル離れた位置から5回の射撃を行い、標的の中心から半径2.5センチメートルの範囲に全て命中させる技能若しくはこれと同等以上の技能を有すると認められる者であること

(イ) 捕獲に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めること。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

(2) - 1 被害防止の目的での捕獲についての許可基準の設定に当たっての基本的考え方

ア 被害防除対策との関係

被害状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合(以下「予察」という。)に、原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

イ 予察捕獲の許可の考え方

被害のおそれのある場合に実施する予察による捕獲(以下「予察捕獲」という。)は、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合にのみ許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、この限りでない。

予察捕獲の対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とし、予察捕獲は、国、地方公共団体及び環境大臣が定める法人又はこれらの法人から依頼を受けた者に対してのみ許可する。

予察捕獲を実施したい市町村等は、保護管理対策や被害防止対策を的確かつ効果的に行うため、関係者を集めた協議会を設置するよう努めることとし、協議会において、農林水産物の被害・作付け、鳥獣の出没の状況等を勘案し、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別に被害発生予察表を作成するとともに、効果的な被害防止方法及び捕獲方法の検討・実施体制の整備・年間捕獲計画の作成・その他被害防止対策の検討を行うこととする。

予察表の作成に当たっては、学識経験者等科学的知見から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取するよう努めるとともに、必要に応じて被害発生予察地図を作成することとする。

予察表は、科学的知見に基づき、計画的に毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的な実施に努めることとする。

県内の広い範囲で予察捕獲が実施され、中長期的な計画的な管理を要する種については、県は、第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

(2) - 2 被害の防止の目的での捕獲の許可基準

ア 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む）とし、予察捕獲は、国、地方公共団体及び環境大臣が定める法人又はこれらの法人から依頼を受けた者に対してのみ許可する。

(ア) 銃器を使用する場合は、原則として以下の a から c のいずれにも該当する者

- a 第1種銃猟免許を所持（空気銃又は麻酔銃を使用する場合には、第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持）する者。ただし、麻酔銃を使用する場合であって、共同申請者の中に該当者が含まれ、非該当者を監督・指導する場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。
- b 狩猟災害共済等に加入しているか、それに準ずる資力信用を有する者
- c 直近3年間連続で狩猟者登録（銃猟）をしている者又は過去1年以内に銃器を用いた許可捕獲に従事している者。ただし、共同申請者の中に該当者が含まれ、非該当者を監督・指導する場合は、非該当者も許可対象とできる。

(イ) 銃器の使用以外の方法による場合は、原則として a と b のいずれにも該当する者

- a 網猟免許又はわな猟免許を所持する者。ただし、次の(a)から(e)のいずれかに該当するとき等は、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。

(a) 鳥類、ネズミ類、モグラ類を捕獲する場合及び鳥類の卵を採取する場合

(b) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン等の中型の獣類を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

① 住宅、店舗、工場等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

② 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

(c) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内にお

いて、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の獣類を捕獲する場合

(d) 法人に対する許可であって、原則として箱わな又は囲いわなを使用する場合（ただし、鳥獣の保護及び住民の安全が確保される場合はくくりわな等も認める）で、かつ、以下の①から④の条件を全て満たす場合

- ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- ③ 当該免許を受けていない者（以下「補助者」という。）は、当該免許を受けている者（以下「監督者」という。）の監督下で作業（「監督者が行うわなの設置・架設の補助」、「誤作動による仕掛けの再セット」等）を行うこと
- ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

(e) 国及び地方公共団体の職員が業務のため、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより獣類を捕獲するとき

(f) 昭和38年12月4日付38林野造第2047号林野庁長官通知に基づき、農林水産業や生態系への被害の防止のために森林管理署長より任命された国有林野関係職員が、国有林野及び官公造営地に限って、網またはわなによりイノシシ、ニホンジカ及びキョンの捕獲等を行う場合

b 狩猟災害共済等に加入しているか、それに準ずる資力信用

(3,000万円以上)を有している者。ただし、次のいずれかに該当するとき等は、非該当者も許可対象とできる。

(a) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより捕獲又は採取する場合

(b) 塀柵等で囲まれた敷地内において、箱わなで獣類を捕獲する場合

イ 鳥獣の種類・数

(ア) 現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等は、地域的に被害が僅少であっても許可する。また、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域における第二種特定鳥獣の管理の目的での捕獲は、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」の目的の捕獲とし、個別の被害防止の目的又は緊急時等

のやむを得ない場合のみ、被害防止を目的とした捕獲許可の対象とする。なお、予察捕獲は、原則として協議会の設置等の手続を踏み、さらに予察台帳及び予察表が作成された種についてのみ許可する。

(イ) 鳥類の卵の採取等の許可は、現に被害等を発生させている鳥類を捕獲することが困難であり、又は、卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りでない。

(ウ) 捕獲等又は採取等の数は、原則として別表に示す数とする。

(エ) 狩猟鳥獣、ニホンザル及び外来鳥獣等以外の鳥獣については、被害等が生じることがまれであり、従来の許可実績も僅少であることから、これらの鳥獣についての被害防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。

千葉県レッドデータブックに掲載の種（ニホンザルを除く）に係る捕獲許可、サギ類の集団繁殖地及びシギ・チドリ類等の渡り鳥に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うこととし、捕獲許可申請を受けた地域振興事務所長は、自然保護課長に協議し、協議結果を基に許可の可否を決定する。

ウ 期間

(ア) 被害等が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期。

(イ) 原則として別表に示す期間

(ウ) 捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する

(エ) 原則として、安全性の観点から、銃器あるいはくくりわなによる許可捕獲が同時期に同一地域で複数行われぬよう考慮する。

(オ) 狩猟期間中及びその前後については、当該期間における許可捕獲の必要性が認められるものであること。かつ、捕獲区域の周辺住民等関係者が当該期間中は許可捕獲が行われていないと誤認した結果、事故が生じるおそれがないよう、関係者への事前周知を徹底する等、考慮されたものであること。

(カ) 予察捕獲の許可申請の場合は、予察台帳及び予察表に基づき適正に計画されたものであること。

エ 区域

(ア) 被害等の発生状況及び加害鳥獣の行動圏域を踏まえて、必要かつ適切な範囲

(イ) 捕獲の区域に鳥獣保護区や自然公園等が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支障が生じないように配慮する。特に集団渡来地、集団繁殖地、

希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域については、捕獲許可について慎重に取り扱う。

(ウ) 予察捕獲の許可申請の場合は、予察台帳及び予察表に基づき適正に計画されたものであること。

オ 方法

(ア) 原則として、禁止猟法は認めない。ただし、1(3)の基準に適合する場合、カワウを釣り針で捕獲する場合であって錯誤捕獲に配慮した計画であると認められる場合及び箱わなで鳥類を捕獲する場合はこの限りでない。

(イ) 空気銃を使用した捕獲は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、キョン等の大型獣類にはその使用を認めない。ただし、止めさしに使用する場合及び下記の a から f を全て満たす状況において使用する場合は、この限りでない。

a 市町村が、千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）の群れ管理の考え方に沿って計画し、実施するニホンザルの捕獲事業であること

b 計画期間が3か月以内であり、かつ、申請時より過去6か月以内に同一地域でニホンザルの空気銃による捕獲を実施していないこと

c 計画頭数は30頭以内であること

d 使用する空気銃はプレチャージ式で口径は5.5ミリメートル以上であること

e 空気銃を用いる必要性が認められるものであること

f 従事者は、実際に捕獲に使用する銃で標的から50メートル離れた位置から5回の射撃を行い、標的の中心から半径2.5センチメートルの範囲に全て命中させる技能若しくはこれと同等以上の技能を有すると認められる者であること。

(ウ) 捕獲に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めること。

(別表) 鳥獣の種類別許可基準

許可権者	鳥獣名	許可基準							備考	
		方法	区域	時期	日数	1許可当たり頭(羽)数	許可対象者	留意事項		
県知事又は地域振興事務所長	ニホンザル	空気銃(プレチャージ式で口径5.5以上のもの)	第二種特定鳥獣管理計画に基づく		3か月以内 ※許可期間満了後6か月間は同一区域で再許可しない	30頭以内	市町村長 ※従事者は、半矢で取り逃がさない技能を有する者であること			
		散弾銃 網 わな								
	ニホンジカ イノシシ	網 わな				狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること	1年以内 (ネズミ類、モグラ類については銃器による場合は原則3か月以内。ただし、適正な捕獲計画が提出された場合は、6か月以内。)		必要かつ適切な数	第二種特定鳥獣管理計画に基づく
		散弾銃 空気銃(止めさしに限る)								
	タヌキ ネズミ類・モグラ類	網 わな 散弾銃 空気銃	県内全域 (ただし、必要かつ適切な範囲)	狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること(非狩猟鳥獣を除く)	必要かつ適切な数	第二種特定鳥獣管理計画に基づく				
		網 わな	県内全域 (ただし、適切な範囲)							
	外来鳥獣等	網 わな	県内全域 (ただし、適切な範囲)	狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること(非狩猟鳥獣を除く)	適切な数	第二種特定鳥獣管理計画に基づく				
		散弾銃 空気銃(キョンは止めさしに限る)								
	カワウ	散弾銃 空気銃	原則として、採食地(ねぐら・コロニー)で捕獲又は採取等をする場合は、千葉県カワウ被害対策協議会等で区域を検討すること	狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること	必要かつ適切な数	第二種特定鳥獣管理計画に基づく				
		網 箱 わな 釣り針								
	スズメ				銃器による場合は原則3か月以内。ただし、適正な捕獲計画が提出された場合は、6か月以内(予察捕獲の場合も同様)	必要かつ適切な数	※予察捕獲は、②、④の法人に対してのみ許可する。(外来鳥獣等及び特定鳥獣を除く。)			
	カラス類 (ハシブトガラス・ハシボソガラス)				銃器による場合は原則3か月以内。ただし、適正な捕獲計画が提出された場合は、6か月以内(予察捕獲の場合も同様)	2,000羽以下	①個人(被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼された者) ②国、地方公共団体 ③認定鳥獣捕獲等事業者 ④環境大臣が定める法人 ※ねぐら・コロニーにおけるカワウの捕獲等は②、④の法人に対してのみ許可する。 ・銃器やくりわなでの捕獲の場合及び猟犬を用いる場合は、安全対策を含めた捕獲計画を提出させる ・銃器での捕獲の場合、不必要に長期間とならないような日数とすること(特定鳥獣、外来鳥獣等を除く) ・予察捕獲を実施したい法人は、協議会等を設置し、予察台帳及び予察表を作成すること。			
	キジノト			航空機障害の防止を目的とする場合は1年以内	合計1,000羽以下					
	カモ類	散弾銃 空気銃 網 箱 わな	県内全域 (ただし、必要かつ適切な範囲)	狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること		300羽以下				
	ヒヨドリ					150羽以下				
ムクドリ		200羽以下								
トビ・キジ		500羽以下								
鳥類(本表に掲載されているものを除く)		50羽以下								
獣類(本表に掲載されているものを除く)	散弾銃 空気銃 網 わな							必要かつ適切な数		

※ 指定管理鳥獣:イノシシ、ニホンジカ

※ 特定鳥獣:イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル

※ 外来鳥獣等:アライグマ、ハクビシン、アカゲザル(交雑種含む)、キョン、コバクチョウ、ドバトなど

※ 環境大臣が定める法人:農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会

2-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

ア 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者

イ 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）

ウ 期間

6か月以内

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く

オ 方法

禁止猟法は認めない。ただし、箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

(2) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲は認めない

(3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

ア 許可対象者

県内で鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者

イ 種類・数

人工養殖が可能と認められる種類。

過度の近親交配の防止に必要な数（羽又は個）。

放鳥を目的とする養殖の場合は、放鳥予定地の個体とする。

ウ 期間

6か月以内

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

オ 方法

網、わな又は手捕り

(4) 鵜飼漁業への利用の目的

ア 許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者

イ 種類・数

ウミウ又はカワウ。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数（羽又は個）。

ウ 期間

6か月以内

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

オ 方法

手捕り

(5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

ア 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）

イ 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な種類及び数（羽、頭又は個）

ウ 期間

30日以内

エ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く

オ 方法

禁止猟法は認めない。ただし、箱わなで鳥類を捕獲する場合を除く。

カ 捕獲等又は採取等後の措置

捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）

(6) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査の目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の目的の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断する。